

営業目的で食品を調理・販売する場合、**営業許可**又は営業届が必要です。イベント会場において、テントや自動車などの簡易な施設を使用して食品を提供する場合は、特に以下の点にご注意ください。

★高松市が交付した許可証には、許可条件 **(扱える品目、扱えない品目)** が明記されています。**ご確認ください。**



★**直前加熱がない食品、加熱不十分な食品**は提供できません。

例)



きゅうりの一本漬

生野菜を挟んだハンバーガー



カットフルーツ  
(※市販の冷凍食品を除く)

加熱不十分な魚、肉  
(刺身、たたきなど)



冷たい麺類

★ミキサー、ソフトクリームマシン、エスプレッソマシンなどは**使用できません**。



スムージー  
ミックスジュース



ソフトクリーム



エスプレッソ  
カフェラテ  
カプチーノ

★容器包装のまま販売する場合は、**食品表示**が必要です。

アレルギー表示



原材料/添加物  
消費期限  
保存方法  
製造者  
etc.

